



建交労



2022年2月25日

建交労神奈川県南支部

2022年春闘No.8

2021年度推進ニュース⑮通算249号

発行責任者 小島 茂

弥生京極社班が鶴見区労連の行動に参加 2/5&20アンケートビラの全戸配布と宣伝

建交労神奈川県南支部合同分会に所属する弥生京極社班の仲間は、鶴見区労連（横浜労連傘下）が実施した統一行動に参加し春闘への決意を新たにしました。

弥生京極社班は、横浜市鶴見区内に本社を置く運送会社で働く仲間4人の組織です（茨城県の鹿島にも営業所があって労働者は全体で約100名です）。

建交労への加入は、会社の賃金体系変更に伴い賃下げの不安を抱いた現原班長が2020年8月に神奈川労連に相談したことがきっかけで翌9月に1名で公然化に踏み切りました。鶴見区労連へは地域の仲間に団結する建交労方針にそって加入し、団体交渉には建交労神奈川県本部、県南支部とともに鶴見区労連の事務局長が支援に入っていました（昨年末の一時金交渉からは班独自の交渉を開始）。その後、原班長の奮闘振りを見ていた仲間3名が昨年6月～7月に加入し今春闘は4人の組合員でのぞむ初めての春闘です。

鶴見区労連は、神奈川労連の春闘統一行動として2月5日に“アンケート付きビラ”を鶴見区内で全戸配布、20日には第二弾の取り組みとしてJR鶴見駅東口で春闘宣伝を実施しました。弥生京極班の仲間は2回の行動に各3名ずつ参加して奮闘しました。



JR鶴見駅前・京急鶴見駅前での鶴見区労連の宣伝行動

長崎じん肺遺族補償不支給取消訴訟は高裁で勝訴！ 「国は上告するな！」「救済を即時決断せよ！」の FAXを厚労大臣&長崎労働局・監督署に集中を

長崎じん肺労災遺族補償不支給取消行政訴訟は、2月22日に福岡高裁で4人全員救済の完全勝訴判決を勝ち取りました。建交労長崎県本部は福岡高裁での判決を確定させるため全国の仲間に厚生労働大臣・長崎労働局長・長崎労働基準監督署長に国は上告するな！4人の遺族原告の救済を即断せよ！のFAX要請を送るよう訴えました。支部は既に取組みを提起していますが改めて3月7日までに別紙を使って取り組むよう呼びかけます。

Fax 番号 03-3595-2392

要 請 書

2022年2月22日午後1時10分、福岡高等裁判所民事第5部は4人の遺族原告に対し、国（原処分庁 長崎労働基準監督署長）が行ったじん肺遺族補償の不支給決定を取消す判決（原審 長崎地方裁判所判決を維持）を下しました。

4人の被災労働者は、長期間の粉じん作業に従事し長崎労働局長がじん肺管理区分の決定（管理2、管理3イ＝2名、管理3ロ）を行い、長崎労働基準監督署長が合併症の労災認定（いずれも続発性気管支炎）した労働者です。

原処分庁は、4人の死亡原因は業務起因性が認められないと不支給にしましたが、その決定が誤りであったことを長崎地裁も福岡高裁も明確に断罪しました。

4人の被災労働者の死亡時年齢は51歳、58歳、77歳（2名）でした。一番若い労働者には、まだ学業中の遺族もいました。不支給決定からまもなく8年、提訴から6年になろうとしています。厚生労働大臣の即断で4人の遺族原告を救済いただきますよう強く強く要請いたします。

厚生労働大臣 後藤茂之 様

2022年 月 日

団体名

氏 名

住 所

Fax 番号 095－801－0021

長崎労働局長 瀧ヶ平 仁 様

要 請 書

2022年2月22日午後1時10分、福岡高等裁判所民事第5部は4人の遺族原告に対し、長崎労基署が行ったじん肺遺族補償の不支給決定処分を取消す判決を昨年6月21日の長崎地方裁判所に引き続き下しました。

貴職らが控訴したために、4人の原告たちは地裁判決から8か月間も不安な日々の中、待たされました。

原告の中で一番早く遺族請求を行った原告の請求日からは8年が経過しました。一番若かった遺族原告（当時51歳）の請求日から7年8か月、当時末の息子さんは学業中でした。

今、貴職にできることは、一分一秒でも早く上告を断念し、4人の原告に対し長年の労をねぎらうことです。これ以上の解決引き延ばしは人道上も許されません。

貴職の即断を強く強く要請いたします。

2022年2月 日

団体名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

Fax 番号 095-846-2480

長崎労働基準監督署長 渡邊 正 様

要 請 書

2022年2月22日午後1時10分、福岡高等裁判所民事第5部は4人の遺族原告に対し、貴職が行ったじん肺遺族補償の不支給決定を取消す判決を6月21日の長崎地方裁判所に引き続き下しました。

貴職が控訴したために、4人の原告たちは地裁判決から8か月間も不安な日々を過ごしてきたのです。

一番早く遺族請求を行った原告の請求日からはすでに8年が経過しました。一番若かった死亡労働者（死亡時51歳）は、当時末の息子さんは学業中でした。じん肺が酷くなる中で、息子が就職するまでは生きていなければ生活費が心配だと友人に語っていました。

今、貴職ができることは、一分一秒でも早く上告を断念し、4人の原告に対し長年の労をねぎらうことです。これ以上の解決引き延ばしは人道上許されません。

貴職の即断を強く強く要請いたします。

2022年2月 日

団体名 _____

氏 名 _____

住 所 _____